



平成29年度

4月から健康保険・介護保険料率が変わります

平成29年度の健康保険・介護保険料率が決定しました。今回のあおぞらレターでは、平成29年度の健康保険・介護保険料率の変更についてご案内いたします。



●平成29年度健康保険料率（協会けんぽ）

北海道	10.22%	東京都	9.91%	滋賀県	9.92%	香川県	10.24%
青森県	9.96%	神奈川県	9.93%	京都府	9.99%	愛媛県	10.11%
岩手県	9.82%	新潟県	9.69%	大阪府	10.13%	高知県	10.18%
宮城県	9.97%	富山県	9.80%	兵庫県	10.06%	福岡県	10.19%
秋田県	10.16%	石川県	10.02%	奈良県	10.00%	佐賀県	10.47%
山形県	9.99%	福井県	9.99%	和歌山県	10.06%	長崎県	10.22%
福島県	9.85%	山梨県	10.04%	鳥取県	9.99%	熊本県	10.14%
茨城県	9.89%	長野県	9.76%	島根県	10.10%	大分県	10.17%
栃木県	9.94%	岐阜県	9.95%	岡山県	10.15%	宮崎県	9.97%
群馬県	9.93%	静岡県	9.81%	広島県	10.04%	鹿児島県	10.13%
埼玉県	9.87%	愛知県	9.92%	山口県	10.11%	沖縄県	9.95%
千葉県	9.89%	三重県	9.92%	徳島県	10.18%		

●平成29年度介護保険料（協会けんぽ）

全国一律	1.65%
------	-------

健康保険・介護保険共、
3月分（4月徴収分）から適用になります。

※都道府県ごとの保険料額表はこちら↓をご覧ください。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/h29/h29ryougakuhyou>

※健康保険料率、介護保険料率は健康保険組合によって異なります。健康保険組合に加入している会社は各組合にご確認ください。

※平成29年4月分（5月31日納期限）より、「子ども・子育て拠出金」の拠出金率（全額事業主負担）が1,000分の2.3（0.23%）に引き上げられます。



ワンポイント アドバイス

3月に賞与を支払う
場合は要注意!!

通常、給与を支払うときは、前月分の社会保険料を徴収します。

（例：3月に支払う給与から、2月分の社会保険料を徴収）

しかし、賞与を支払うときは、支払う月の保険料率にて保険料を計算・徴収することになっているため、3月に賞与を支払うときは、3月分の保険料率で計算した保険料を徴収します。協会けんぽの場合は、上記の保険料率で計算してください。

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277